下水道施設維持管理業務委託
契約候補者選定基準

令和８年５月

熊谷市上下水道部下水道課

１　趣旨

この選定基準は、下水道施設維持管理業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る公募型プロポーザル競争において、当該プロポーザル競争参加者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書の業務水準に関して、客観的な評価を行うための基準として定めるものである。

２　審査の概要

「下水道施設維持管理業務委託公募型プロポーザル競争実施要領（以下「実施要領」という）に基づき、提出された書類を、「下水道施設維持管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価・審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を決定する。

⑴　契約候補者選定方式

公募型プロポーザル競争方式

⑵　評価等の方法

①　基礎審査

基礎審査項目が満たされていることを確認する。当該基礎審査項目を満たしていないことが確認された場合は、技術提案書の定量化審査は行わない。

②　技術提案書プレゼンテーション

提出書類の要件を満たしている参加者を対象として、技術提案書の説明と質疑応答を行う。

審査委員会は、プレゼンテーションの結果を踏まえ、合議制による審査を行い、各評価項目について、この選定基準に示す得点化の方式に従って得点化する。

③　定量化審査

審査委員会は、技術提案書の内容についてプレゼンテーションの結果を踏まえ合議制による審査を行い、各評価項目について、この選定基準に示す得点化の方法に従って得点化する。

⑶　受注者候補の選定

①　技術提案の合格点

審査委員会は、各審査委員が審査した得点を平均して６割以上（300 点以上、以下合格点という。）の参加者を合格者とし、合格者の中から最高点を獲得した者を契約候補者として選定する。

② 最も高得点の者が 2 者以上（同得点）の場合の選定

審査の結果、最も高得点な者が 2 者以上（同得点）の場合は、評価事項のうち、「要求水準の確保に関する事項」の各評価項目の合計得点が高い者を契約候補者とする。

③ 参加者が 1 者の場合の対応について

参加者が 1 者の場合は、実施要領及び本選定基準に従って審査を行い、提案価格に関する項目の１００点を除いた４００点満点で採点し、審査委員会による得点化の平均が２４０点以上であった場合契約候補者として取り扱うものとする。

④ 合格者無しの場合の選定

技術提案書審査の結果、提出された全ての提案書が合格点に満たない場合は、参加者へ技術提案書の再考及び再提出を依頼するものとする。

この場合において、参加者へ再提出の意思を確認し、再提出の意思を表明した者より技術提案書の提出後、審査委員会にて再審査を行う。なお、必要な場合はヒアリングを実施するが、プレゼンテーションは行わない。

⑷ 契約の締結

市は、契約候補者から見積りを徴し、合意に至ったときは、随意契約を締結する。

合意に至らなかったときは、次位高得点獲得者から見積りを徴し、合意に至ったときは、随意契約を締結する。

審　査　等　の　流　れ

【提出書類の確認】
市が要求する提出書類を確認する。（事務局）

【基礎審査】
基礎審査項目が満たされていることを確認。（事務局）

基礎審査項目が満たされていない場合、当該提案は無効。

【プレゼンテーション】
技術提案書その他提出書類を基に参加者によるプレゼンテーション。
審査委員から疑義などについてヒアリング。

【定量化審査】
ヒアリング内容を踏まえ、技術提案書に記載された内容について、選定基準に示す得点化の方法に従って評価。

【契約候補者の選定】
合格者の中で、定量化審査の得点が最高得点の技術提案書を提出した参加者を契約候補者として選定。

【契約締結】
提案内容を踏まえた見積聴取の後、随意契約締結。

3　審査の方法

⑴　基礎審査

①　審査項目

提出された提案書の内容が、以下の項目を満たしているか審査を行う。

ア　実施要領に記載する提案事項が記載されていること。

イ　提案書全体について、矛盾・相違がないこと。

ウ　提案書全体について、実施要領に従った構成となっていること。

②　審査の流れ

ア　提出された提案書から、審査項目を満たしていることを確認する。

イ　審査項目を満たしていない提案書は無効とする。

ウ　審査項目を満たしていることが確認された場合は、定量化審査を行う。

⑵　定量化審査

①　審査における配点

定量化審査の配点は、【表１】のとおりとする。

【表１】定量化審査の配点

評価事項	評価項目	配点	
企業の業務遂行能力	①経営状況等の安定度	20	50
	②類似施設及び下水道施設の受注実績	15	
	③本業務実施体制・有資格者・経験者	15	
業務実施に関する事項	①業務実施に関する基本方針	25	50
	②安全衛生管理に関する提案事項	25	
要求水準の確保に関する事項	①運転業務に関する提案	50	190
	②保守点検及び保守管理業務に関する提案	40	
	③水質分析業務に関する提案	20	
	④環境整備業務に関する提案	20	
	⑤薬品等調達及び管理業務に関する提案	20	
	⑥燃料、電気及び水道等の調達、使用並びに管理に関する提案	20	
	⑦業務対象施設巡回点検業務に関する提案	20	
危機管理能力	①危機管理の対応方針・対策に関する提案	60	
その他の業務提案	①業務改善に関する提案	30	50
	②地元企業・雇用への配慮	20	
提案見積額	算定式による得点化	100	
合計得点		500	

② 定量化審査における得点化の方法

ア 定量化審査は、提案見積額を除く各評価項目について【表２】に示す６段階評価により得点化する。

【表２】定量化審査の得点化

評価	得点	評価の意味合い
A	配点×1.00	特に優れている
B	配点×0.80	優れている
C	配点×0.60	普通
D	配点×0.40	やや劣る
E	配点×0.20	劣る
F	配点×0.00	記載なし（評価不能）

イ 提案見積額の得点化方法は以下のとおりとする。

得点＝配点×最低提案見積額÷当該提案見積額

４ 評価の視点

⑴ 企業の業務遂行能力

① 経営状況等の安定度

会社の規模や自己資本比率・企業財務の経常収支比率から財務・経営状況を確認し、本業務履行期間において安定して業務を行うことができる経営基盤を有しているかを評価する。

② 類似施設及び下水道施設の受注実績

本業務を履行するにあたり、十分な知識と経験を有しているか、また、人員配置計画や企業としての支援体制の有無について評価する。

③ 本業務実施体制・有資格者・経験者

本業務を履行するにあたり、必要な有資格者や経験者を有しているか、また、人員配置計画や企業としての支援体制の有無について評価する。

⑵ 業務実施に関する基本方針

① 業務実施に関する基本方針

下水道施設の重要性に鑑み、また本業務委託目的を踏まえ、これらを的確かつ効率的に達成するための管理思想・実施方針などについて、留意事項や妥当性が提案されているか評価する。

② 安全衛生管理に関する提案事項

事故を未然に防止し、安全に業務を履行するための安全衛生管理に係る計画・組織体制及び見学者等の安全対策について、その具体性と妥当性を評価する。

⑶　要求水準の確保に関する能力

①　運転業務に関する提案

放流水質の自主管理基準、水処理・汚泥処理の安定的かつ効率的運転について具体性と妥当性を評価する。

②　保守点検及び保守管理業務に関する提案

各設備の安定性を維持するための法定点検等を含む保守点検及び保守管理について、具体性と妥当性を評価する。

③　水質分析業務に関する提案

処理場の運転管理に必要な日常的及び定期的な水質・汚泥分析の項目や制度管理等実施方法について、具体性と妥当性を評価する。

④　環境整備業務に関する提案

業務の範囲における清掃・除草・植栽管理及び整理整頓の実施方法について、具体性と妥当性を評価する。

⑤　薬品等調達及び管理業務に関する提案

処理場運転及び水質分析において必要な薬品・試薬等の調達・管理方法脱臭用薬剤の管理手法について、具体性と妥当性を評価する。

⑥　燃料、電気及び水道の調達、管理業務に関する提案

業務対象施設の管理・運営等において必要な燃料、電気及び水道の調達・管理手法について、具体性と妥当性を評価する。

⑦　業務対象施設点検業務に関する提案

点検・巡回及び緊急時の対応手法について、具体性と妥当性を評価する。

⑷　危機管理能力

地震や台風等自然災害への対策・対応方法、機器故障等突発事故、その他事故発生時における対策・対応方法について、具体性と妥当性を評価する。

⑸　その他業務提案

①　業務改善に関する提案

本業務及び下水道事業における業務の効率化を図るための改善等提案について、具体性と妥当性を評価する。

②　地元企業・雇用への配慮

調達、雇用、外注等本業務内における地域への貢献について、具体性と妥当性を評価する。